

千葉県アクアライン・圏央道沿線地域産業活性化協議会規約（案）

（目的）

第1条 この協議会は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議を行うことにより、地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化のために当該地域の地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 前条の協議会は、千葉県アクアライン・圏央道沿線地域産業活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（設置）

第3条 協議会は、次に掲げる者を委員として設置する。

- (1) 館山市、木更津市、茂原市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、いすみ市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- (2) 千葉県
- (3) 社団法人千葉県商工会議所連合会
- (4) 千葉県商工会連合会
- (5) 千葉県中小企業団体中央会
- (6) 千葉県産業支援技術研究所
- (7) 財団法人千葉県産業振興センター
- (8) 財団法人かずさディー・エヌ・エー研究所

2 前項第1号に掲げる市町村及び千葉県は、必要があると認めるときは法第5条第2項第7号に規定する事業環境の整備の事業を実施し若しくは実施すると見込まれる者又は法第7条第2項各号に掲げる者を委員として加えることができる。

（事務）

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び変更に係る協議を行うこと。
- (2) 基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、前条第1項第1号に掲げる市町村の存する地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (4) 関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関することを行うこと。

(役員及び職務)

第5条 協議会には、会長を置く。

- 2 会長は、千葉県商工労働部次長を充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指定した者に、その職務を代理させる。

(オブザーバー)

第6条 協議会は、第5条に規定する事務に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が会議に招集し、発言を求めることができる。

(会議の招集)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は委員の4分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会議を招集しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は委員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、千葉県商工労働部企業立地課に事務局を置く。

(その他の必要事項)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。